

2008.11.8



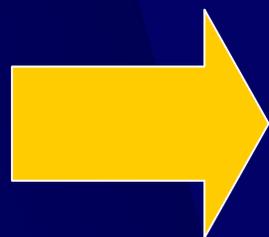
# ケミネットの結成と 化学物質政策基本法案について

ケミネット共同代表  
弁護士 中下裕子

# 化学物質政策基本法はなぜ必要か？

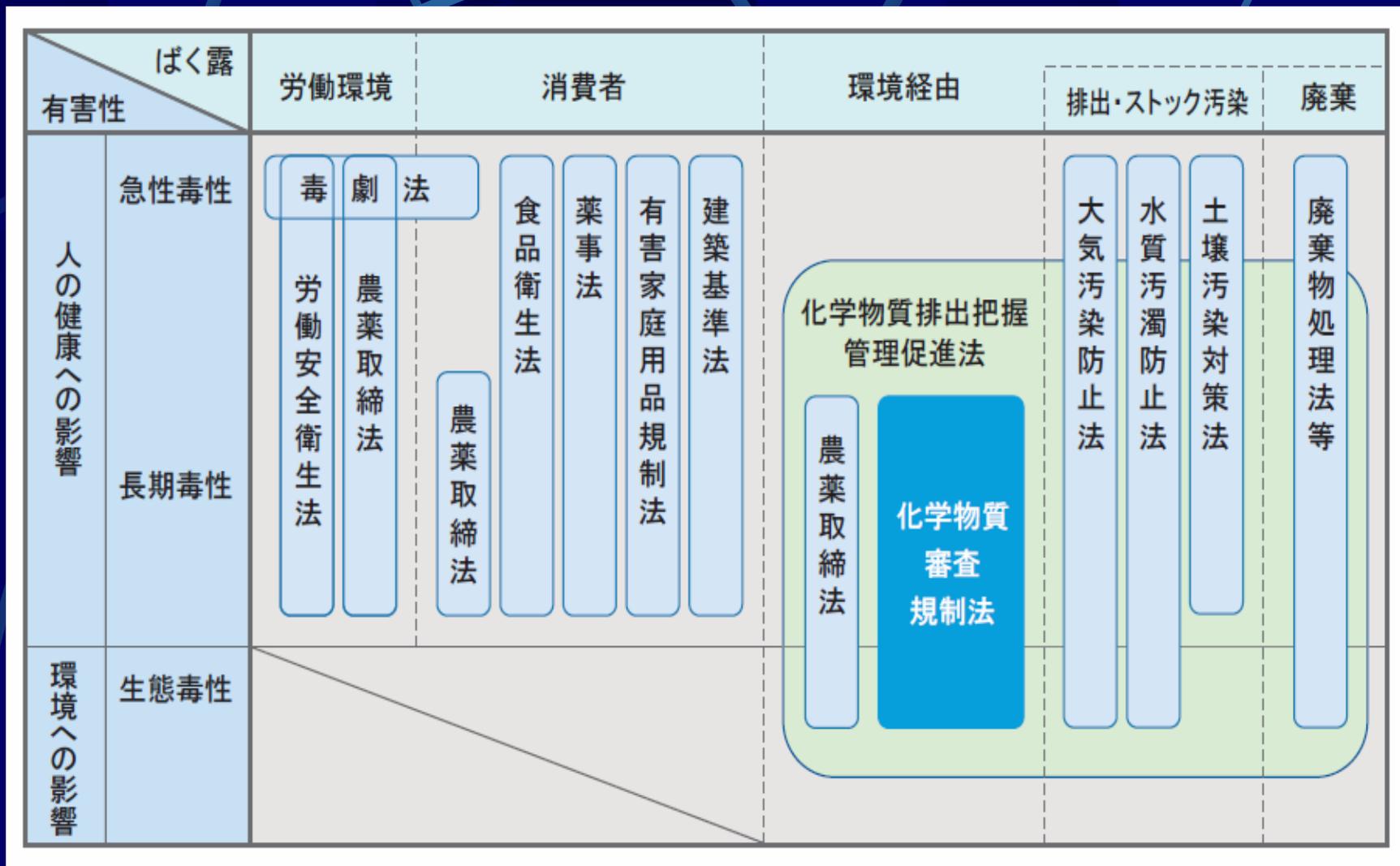
現行法制度の最大の欠陥は -

## 司令塔なき省庁縦割り



規制に「すき間」がある  
対策がバラバラ

# 化学物質管理に関する我が国の主な法令



# 縦割り行政の「すき間」の例

## - 白アリ駆除剤(その1)

- 農薬取締法(農水省)・・・農薬について登録・販売・使用規制

農薬: 農作物等を害する病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤等の薬剤

➡ 家庭用の殺虫剤等は適用対象外

- 薬事法(厚労省)・・・人の健康保護の観点から医薬品等について規制

衛生害虫(ハエ、蚊など)については「医薬部外品」として規制

➡ 不快害虫用の薬剤や人の健康に影響を与えない白アリ駆除剤などは対象外

# 縦割り行政の「すき間」の例

## - 白アリ駆除剤(その2)

- 家庭用品規制法(厚労省)

白アリ駆除剤については指定されていない

- 建築基準法(国交省)

クロルピリホスのみ使用禁止 他の薬剤は使用可

➡「白アリ駆除剤」を直接規制する法律がない

クロルピリホス以外の有機リン系やネオニコチノイド剤の薬剤が使われるようになり、これらによるシックハウス被害発生

## 対策の統合性の欠如の例 - シックハウス対策

- ホルムアルデヒドなど13物質について、室内空気濃度の**リスク**  
**指針値策定**(厚労省)  
法的強制力がない
- 建築基準法**(国交省)  
ホルムアルデヒド、クロルピリホスの2物質のみ規制
- 品確法**(国交省)  
特定測定物質・・・ホルムアルデヒドなど5物質のみ
- 学校保健法** - 「**学校環境衛生基準**」(文科省)  
ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、  
エチルベンゼン、スチレンの6物質のみ定期検査の対象

# 基本法制定の必要性

- 共通の基本理念・基本施策を定める
- その下で、現行法の問題点の洗い出し  
個別法整備
- 省庁横断的・一元的組織の設置 「消費者庁」  
の設置

# 「化学物質政策基本法」の提案

## 基本理念(3条～10条)

持続可能な化学物質の製造使用(化学物質の  
総量削減)

ノーデータ・ノーマーケット原則

化学物質の影響を受けやすい人々(胎児・子どもなど)や生態系への配慮

ライフサイクル管理(研究開発から製造、使用、  
リサイクル、廃棄処分に至るまで)

予防原則

代替原則

すべての関係者の参加(協働原則)

国際的協調

# 基本施策(17条～38条)

## 化学物質基本計画の策定

### 化学物質の登録

- ・新規化学物質の製造、輸入者は、所要のリスク評価を行い、その結果を用途とともに化学物質評価・調整委員会(以下「委員会」という)に登録
- ・既存化学物質の製造、輸入者は、政令で定める期間内に、所要のリスク評価を行い、その結果を用途とともに「委員会」に登録
- ・登録された用途以外の用途で使用しようとする者は、所要のリスク評価を行い、その結果を用途とともに「委員会」に登録

### 高懸念物質への規制の実施

- ・製造、輸入、運搬、使用、排出を制限
- ・事業者による回収、適正処理を確保

### ナノ物質への規制の実施

### 化学物質に関する情報の共有

- ・製造、輸入者から、使用、廃棄する者への適切な情報提供(上流 下流への情報提供)
- ・化学物質を用いた製品の製造者、廃棄者から、当該化学物質の製造、輸入者への適切な情報提供(下流 上流への情報提供)

国際的な連携を確保しつつ、適切な表示制度を構築（GHSに準拠した表示制度の構築）

製造、輸入、貯蔵、取扱、排出、移動に係る化学物質の量の届出及び公表（PRTTR制度の拡充）

非意図的の化学物質の管理の推進

緊急事態への適切な対処の確保

国際協力の推進

高懸念物質の国際移動の抑制

紛争の処理及び被害の救済のために必要な措置の実施

原状回復のための必要な措置の実施

情報及び意見交換の促進

関係大臣等に対する申出

関係行政機関相互の密接な連携の下での施策の策定

試験研究体制の整備、研究開発の推進、研究者の養成等

化学物質に関する情報の収集、整理、活用

化学物質に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実

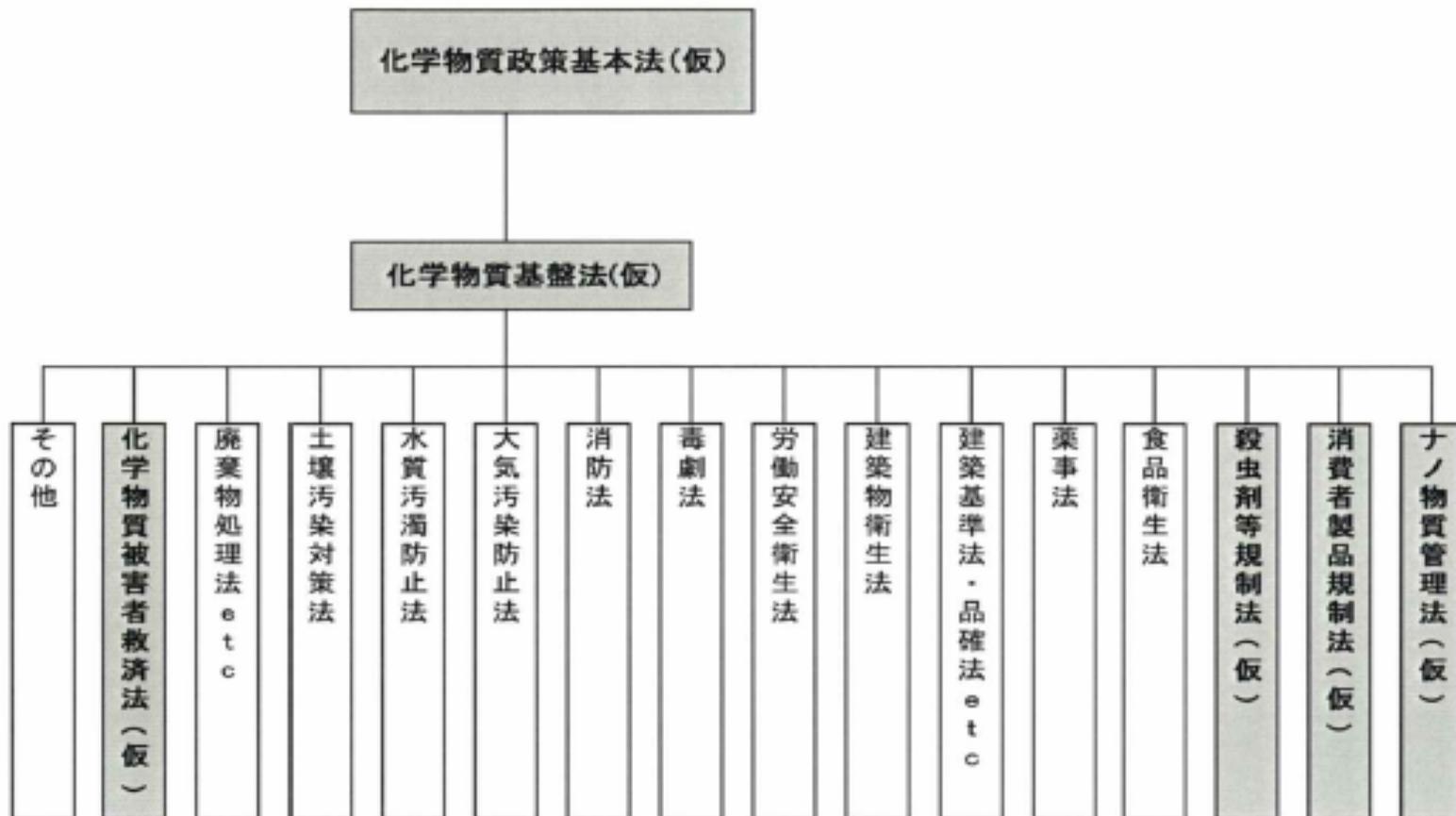
# 化学物質安全委員会の設置 (39条～58条)

- 国家行政組織法3条2項の委員会(独立行政委員会)
- 現行の「公害等調整委員会」の抜本的改組
- 主要な所掌事務
  - 化学物質の登録
  - 事業者によるリスク評価の審査及び必要な措置の実施
  - リスク評価の実施
  - リスク評価の結果に基づく施策を関係大臣に勧告
  - 施策の実施状況の監視、必要な措置を関係大臣に勧告
  - 化学物質に係る紛争のあっせん、調停、仲裁、裁定
  - 関係機関の長に意見を述べる
  - 調査研究の実施
  - 関係者相互間の情報共有及び意見交換(リスクコミュニケーション)

## ● 組織

- 委員7名
- 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- 委員会は、施策の立案にあたっては「**ステークホルダー会議**」を開いて、広く関係者と協議しなければならない
- **専門委員 (300名以内)**
- **事務局の設置 (1000名規模)**

# 基本法と個別法の関係



■ は新規立法

# 「化学物質政策基本法」を求める ネットワーク(ケミネット)について

## 市民団体・NGOの取り組み

- REACHを学ぶ国際市民セミナーの開催(2回)  
2004年11月、2005年9月
- 「化学物質汚染のない地球を求める東京宣言」2万筆を超える署名提出(2005年11月)
- 「化学物質管理のあり方に関する市民からの提案」(2006年12月)

# 「化学物質政策基本法」を求めるネットワーク(ケミネット)の設立

- 2006年6月7日設立

- 共同代表:

中地重晴(有害化学物質削減ネットワーク)

中下裕子(ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議)

- 参加・賛同(予定)団体:(2008年10月現在)

Tウオッチ、国民会議、化学物質問題市民研究会、WWFジャパン、エコケミストリー研究会、反農薬東京グループ、日本消費者連盟、全国労働安全衛生センター連絡会議、中皮腫・じん肺・アスベストセンター、協同組合石けん運動連絡会、きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会、アイコープ宮城、生協「オルタ」、市民がつくる政策調査会、市民科学研究室など

# ケミネットの当面の活動予定

- 基本法制定を求める署名活動
- 立法・行政に対するロビー活動
- わかりやすいリーフレットの作成

未来世代・生態系を守るための、

## 化学物質政策基本法

を市民・NGOの力で制定させましょう！

- ご清聴ありがとうございました!!